

※別添写しについては、添付を省略しています。

別添 1

消表対第932号
令和3年6月3日

株式会社ハウワイ
代表取締役 辻田 裕也 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「エターナルアイラッシュ」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
 - ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和2年7月6日から同月10日までの間、同月13日から同月17日までの間及び同月21日に、自社ウェブサイトにおいて、人物のまつ毛の長さの比較画像と共に、「2週間でまつ毛が伸びる↑『エターナルアイラッシュ』の効果がすごすぎる」及び「たった2週間でこんなにまつ毛が伸びてきた」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を使用するだけで、本件商品に含まれる成分の作用により、著しいまつ毛の育毛効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。
 - イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社ハウワイ（以下「ハウワイ」という。）は、大阪府中央区道修町一丁目2番11号に本店を置き、通信販売業等を営む事業者である。
- (2) ハウワイは、本件商品を自ら又は小売業者を通じて、一般消費者に販売している。
- (3) ハウワイは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア ハウワイは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和2年7月6日から同月10日までの間、同月13日から同月17日までの間及び同月21日に、自社ウェブサイトにおいて、人物のまつ毛の長さの比較画像と共に、「2週間でまつ毛が伸びる↑『エターナルアイラッシュ』の効果がすごすぎる」及び「たった2週間でこんなにまつ毛が伸びてきた」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を使用するだけで、本件商品に含まれる成分の作用により、著しいまつ毛の育毛効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、ハウワイに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ハウワイは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、ハウワイが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容
<ul style="list-style-type: none">・人物のまつ毛の長さの比較画像と共に、「2週間でまつ毛が伸びる↑『エターナルアイラッシュ』の効果がすごすぎる」及び「たった2週間でこんなにまつ毛が伸びてきた」・本件商品の画像と共に、「2週間で2mm伸びる！まつ毛美容液<エターナルアイラッシュ>」及び「2週間で2mmも伸びるまつ毛美容液、エターナルアイラッシュですが、ものすごく大人気なご存知ですか？」・人物の画像と共に、「エターナルアイラッシュが1番まつ毛が伸びました！」・人物のまつ毛の長さの比較画像と共に、「ぼろぼろだったまつ毛の人たちが、」及び「こんなに、綺麗なまつ毛に！」・まつ毛に棒状の物及びプルタブを乗せている人物の画像と共に、「伸びすぎてまつ毛にいろいろのせる人も！」、「まつ毛伸びすぎていろいろのせてみた」、「まつ毛が伸びすぎていろいろな物をまつ毛に乗せる子などもいました。」及び「もしかして、エターナルアイラッシュはかなりすごいまつ毛美容液なのでは・・・」・人物の顔の画像と共に、「1ヵ月も使用すると、ここまでまつ毛が濃くなってきました。」及び「今までは、アイメイクに力入れてたけど、自まつ毛が濃く伸びてきたので、ナチュラルメイクにも挑戦してみました。」・「エターナルアイラッシュの効果がなぜ高いのか？調べてみたら、こんな理由がございました。」、「エターナルアイラッシュの成分がすごかった。」、「エターナルアイラッシュには、人幹細胞培養液×ナノキューブ×フムスエキスと三つのエキスが入っております。」、「それぞれの成分を説明するとかなりお時間がかかるため簡単に書きますと、」、「1 ヒト幹細胞培養液＝細胞を活性化させる」、「2 ナノキューブ＝皮膚の奥まで浸透させるための成分」、「3 フムスエキス＝毛の映やす効果」、「毛を映える事に特化した成分がしっかり配合されており、まつ毛をしっかり育てるのです。」、「特にヒト幹細胞培養液は厚生労働省も認定している成分ですのでかなり安心して使えるのも大人気の理由なのではないでしょうか。」及び「医学雑誌にもたくさん取り上げられているほど、ヒト幹細胞は注目されている成分なのですね。」・「エターナルアイラッシュが、あっという間にボロボロまつ毛を理想のまつ毛に変えることから、TVやファッション雑誌で紹介されてから、人気が発散したため、製造が追いついていないんだとか。」・人物の目元の画像と共に、「ついこの間までまつ毛がぼろぼろだったのに、『少しずつ生えてきた』と報告がありました！」

(別添写し)